

平成30年3月
定例教育委員会会議

会議録

平成30年3月29日開催

会 議 録

開催日時	平成30年3月29日(木)	午後2時	開会
		午後3時38分	閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室		
出席者	教育長及び委員	教育長 赤岡 昌弘, <small>教育長職務代理者</small> 滝山 義之, 委員 杉山 信治 委員 近藤 美保, 委員 本田 哲嗣	
	事務局 説明員	学校教育部長 野崎 幸宏 社会教育部長 大鷹 明 学校教育部次長 前田 聡 社会教育課長 樽井 里美 学校教育部次長 田上 和敏 文化ホール担当課長 八木 治樹 学校教育部次長 大河原 祐子 公民館事業課長 阿部 孝浩 学校教育部次長 林上 敦裕 中央図書館長 杉山 一彦 教職員担当課長 佐々木 康成 教育指導課主幹 菅藤 真由美 教育政策課主幹 水野 泰子	
	事務局 事務職員	教育政策課主査 中村 星子 教育政策課 阿部 由里夏 同 高野 由布紀	
傍聴者	0人		
公開・非公開の別	一部非公開		
会議次第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第2号 旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第3号 旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について ・議案第4号 平成30年度一般会計予算の補正について ・報告第1号 平成29年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第5号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 (1) 平成30年度教育予算について (2) 旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (3) 平成29年度旭川市小中連携・一貫教育推進プラン実践シート		

について

- (4) 旭川市学校教育基本計画の策定について
- (5) 旭川市立学校職員の懲戒処分について
- (6) 平成29年度教育奨励賞の決定について
- (7) 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
- (8) 旭川市公共施設等総合管理計画に基づく第1期アクションプログラム本編の策定について
- (9) 中央図書館の開館時間拡充試行継続について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	《 開 会 》 ただいまから、平成30年3月定例教育委員会会議を開会いたします。 議事に入ります前に、今年度末で退職される課長職以上の方がいらっしゃいますので、一言ずつ挨拶をいただきたいと思います。
林上学校教育部次長	本来であれば、学校教育部長から紹介するところですが、別の公務で到着が遅れておりますので、私から、本年3月31日付けで退職いたします学校教育部の課長職以上の職員を紹介します。
前田学校教育部次長	前田学校教育部次長です。 (一礼後、一言挨拶。)
林上学校教育部次長	田上学校教育部次長です。 (一礼後、一言挨拶。)
田上学校教育部次長	大河原学校教育部次長です。 (一礼後、一言挨拶。)
林上学校教育部次長	菅藤教育指導課主幹です。 (一礼後、一言挨拶。)
教育指導課主幹	以上でございます。
林上学校教育部次長	続きまして、社会教育部でございます。
社会教育部長	松田社会教育部次長です。 (一礼後、一言挨拶。)
松田社会教育部次長	瀬川博物館長です。 (一礼後、一言挨拶。)
社会教育部長	以上で、紹介を終わらせていただきます。 なお、議事に関わらない職員につきましては、退席させていただきます。
教 育 長	ありがとうございました。それでは、議事に関わらない方は、御退席ください。
	《 会議録署名委員 》
教 育 長	本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。
	《 前回会議録 》
教 育 長	会議録ですが、平成29年11月定例教育委員会会議（平成29年11月20日開催）及び平成29年12月定例教育委員会会議（平成29年12月20日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。
各 委 員	ありません。
各 教 育 長	御意見がありませんので、平成29年11月定例教育委員会会議及び平成29年12月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。
各 委 員	異議ありません。
各 教 育 長	「異議なし。」と認め、平成29年11月定例教育委員会会議及び平成29年12月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。 なお、平成30年1月定例教育委員会会議（平成30年1月23日開催）

			及び平成30年2月定例教育委員会会議（平成30年2月7日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するという ことよろしいですか。
各教	委育	員長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、平成30年1月定例教育委員会会議及び平成30年2月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することと いたします。
			《 審議事項 》
教	育	長	それでは、審議事項に入ります。 議案第4号「平成30年度一般会計予算の補正について」、報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（5）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。
各教	委育	員長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第4号「平成30年度一般会計予算の補正 について」、報告第2号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）につ いて」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理） について」、報告第5号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理） について」及び報告事項（5）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」 は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。
林上学校教育部次長			議案第1号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制 定について」、説明願います。 本件につきましては、旭川市事務分掌条例の一部が改正されたことに伴 い、学校施設スポーツ開放事業に関する事務を担当する市民生活部スポー ツ課が、来年度から新たに設置される観光スポーツ交流部に移管されるた め、必要な文言の整備を行うものでございます。
教	育	長	議案第1号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則の制 定について」、御意見、御質問等がありますか。
各教	委育	員長	ありません。 それでは、議案第1号「旭川市教育委員会事務委任規則の一部を改正す る規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませ んか。
各教	委育	員長	異議ありません。 「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市教育委員会事務委任規則の 一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。
教職員担当課長			次に、議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定 について」、説明願います。 本件につきましては、主に2点の改正がございます。 1点目につきましては、事務職員及び学校栄養職員の職務区分の見直し についてでございます。現在、事務職員、学校栄養職員がおり、級上位の 職として、事務主任、専門員がそれぞれ設けられておりますが、地方公務 員法の改正により、平成28年4月1日から給与条例に職務の複雑、困難 及び責任の度合いに応じ明確に区分した等級別基準職務表を規定すること とされました。このことにより、職務区分が見直され、事務主任、専門員 のそれぞれ1級上位の職として、専門事務主任、指導専門員が新たに設置 されたため、旭川市立学校管理規則にその職を規定しようとするものです。

		<p>2点目につきましては、学校において、主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合には、当該主幹教諭の整理する公務を担当する主任等を置かないことができるよう、旭川市立学校管理規則に主任等の設置に係る例外規定を設けるものです。</p> <p>これらのことから、所要の改正を行い、併せて必要な文言の整備を行うものでございます。なお、議案書5ページから9ページに新旧対照表がございまして、そちらを御参照ください。</p>
教 育 長		<p>議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員		<p>ありません。</p>
各 教 育 長		<p>それでは、議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員		<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長		<p>「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
大河原学校教育部次長		<p>次に、議案第3号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、説明願います。</p>
		<p>本件につきましては、現在、旭川市立北門中学校の給食は旭川市立近文小学校共同調理場において、旭川市立忠和中学校の給食は旭川市立忠和小学校共同調理場において調理しておりますが、旭川市立近文小学校共同調理場及び旭川市立忠和小学校共同調理場が狭あいとなっていることから、平成30年4月から旭川市立北門中学校の給食は旭川市立末広小学校共同調理場において、旭川市立忠和中学校の給食は旭川市立神居中学校共同調理場において調理することとし、関係規定を整理するものでございます。</p>
教 育 長		<p>議案第3号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
		<p>狭あいになっているので、別のところと親子方式にするということですよ。</p>
大河原学校教育部次長		<p>はい。末広小学校は、広くて新しい給食室で、今まで永山小学校と親子方式でした。永山小学校の工事が終わり、自校方式になりましたが、広くて新しい給食室を有効活用したいということもあり、北門中学校の給食を作ることにしました。</p>
		<p>忠和小学校は、忠和小学校と忠和中学校の給食を作っていたのですが、狭あいということもあり、広さにゆとりのある神居中学校と忠和中学校を親子方式にすることにしました。</p>
教 育 長		<p>広い施設を使いながら、親子方式の組合せを変えるということです。</p>
		<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各 委 員		<p>ありません。</p>
各 教 育 長		<p>それでは、議案第3号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員		<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長		<p>「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市学校給食管理規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり決定します。</p>
林上学校教育部次長		<p>次に、報告第1号「平成29年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。</p>
		<p>本件は、平成29年度旭川市一般会計補正予算について、平成30年第1回定例市議会に議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものでありますが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありましたことから、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告するものでございます。</p>
		<p>今回の補正内容につきましては、国の平成29年度一般会計補正予算に</p>

より新たに国庫補助金が交付決定されたことから、平成30年度に予定しておりました事業の一部を平成29年度に前倒しして実施しようとするものでございます。

上から一段目の学校施設大規模改修費（小学校）、補正額6,660万円については、新たに国庫補助金が交付決定されたことにより、平成30年度に予定しておりました、旭川第3小学校、北鎮小学校、向陵小学校及び春光小学校のアスベスト煙突改修工事を平成29年度に前倒しして実施しようとするものでございます。なお、補正する事業費につきましては、繰越明許費としてその全額を平成30年度に繰り越す予定でございます。財源の内訳といたしましては、国庫補助金が2,219万9千円、市債が4,420万円、一般財源が20万1千円それぞれ増額となっております。

次に、上から二段目の学校施設大規模改修費（中学校）、補正額2,490万円につきましても、新たに国庫補助金が交付決定されたことにより、平成30年度に予定しておりました、西神楽中学校及び永山南中学校のアスベスト煙突改修工事を平成29年度に前倒しして実施しようとするものでございます。なお、補正する事業費につきましては、繰越明許費としてその全額を平成30年度に繰り越す予定でございます。財源の内訳といたしましては、国庫補助金が829万9千円、市債が1,650万円、一般財源が10万1千円それぞれ増額となっております。

以上の補正につきまして、平成30年第1回定例市議会に提案したものでございます。

教 育 長 本来は平成30年度の予算で改修工事をする予定でしたが、文部科学省に平成29年度の補正予算が付き、国庫補助金が交付決定されたことから、平成30年第1回定例市議会に追加提案し、可決された案件です。

各 委 員 報告第1号「平成29年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、御意見、御質問等はありませんか。

各 委 員 ありません。

各 委 員 それでは、報告第1号「平成29年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

各 委 員 異議ありません。

各 委 員 「異議なし。」と認め、報告第1号「平成29年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。

林上学校教育部次長 次に、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。

林上学校教育部次長 平成30年1月22日付けから平成30年3月1日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第4号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。

教 育 長 人事異動の内容といたしましては、臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員の任用によるものでございます。内訳といたしましては、新規に任用した臨時的任用職員が14名、非常勤嘱託職員が1名となっております。

教 育 長 報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等はありませんか。

各 委 員 ありません。

各 委 員 それでは、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

各 委 員 異議ありません。

各 委 員 「異議なし。」と認め、報告第4号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。

《 報 告 事 項 》

教 育 長
林上学校教育部次長

それでは、報告事項に入ります。

報告事項（１）「平成３０年度教育予算について」、報告願います。

平成３０年度教育予算につきましては、１月２３日開催の平成３０年１月定例教育委員会会議におきまして議決をいただき、市長に意見を申し出ておりましたが、２月６日の庁議におきまして、「平成３０年度予算案」が決定され、３月２６日に市議会の議決を得たところであります。

まず、本市全体の一般会計予算の概要でございますが、平成３０年度当初予算は、１，５５３億１千万円であり、対前年度比３５億４千万円の減、率にして２．２％の減となっております。

次に、教育費全体の概要でございますが、報告事項（１）別冊の「平成３０年度教育予算概要」を御覧ください。

市長部局である子育て支援部、総務部及び市民生活部が所管する予算を含めた「１０款 教育費」の総額は、８７億４，６１０万６千円であり、対前年度比５，８９２万５千円の増、率にして０．７％の増となっております。このうち学校教育部所管分は５９億４，５０９万８千円であり、対前年度比７，７９２万９千円の増、率にして１．３％の増となっております。また、社会教育部所管分は、１４億２，２０３万２千円であり、対前年度比４，３８１万７千円の増、率にして３．２％の増となっております。学校教育部及び社会教育部を合わせた教育委員会予算といたしましては、７３億６，７１３万円であり、対前年度比１億２，１７４万６千円の増、率にして１．７％の増となっております。

次に、前回予算提案いたしました内容からの主な変更点や平成２９年度当初予算額からの主な増減要素について、「教育委員と市長との懇談において説明した事業に係る評価、本要求額及び当初予算額について」に基づき、御説明申し上げます。

まず、前回予算提案いたしました内容からの主な変更点について４点ございます。

１点目でございますが、「１小中連携一貫コミュニティ・スクール推進費」ほか全６事業におきまして、人事院勧告に準じまして職員の給与を改正しておりますが、これまでも職員の給与に合わせまして臨時的任用職員の賃金及び非常勤嘱託職員の報酬等を改定しており、賃金及び報酬等の増額に伴いまして、本要求額より、平成３０年度当初予算額が増額しております。

２点目でございますが、「５各種大会選手派遣等推進費（小学校・中学校）」につきまして、全道及び全国大会出場者数の査定により、本要求額より、平成３０年度当初予算額が減額しております。

３点目でございますが、「８就学助成費（小学校・中学校）」につきまして、本要求では給食費の値上げによる扶助費の増額分の要求を行ったところでございますが、扶助費の査定により、本要求額より、平成３０年度当初予算額が減額しております。

４点目でございますが、「９旭川小学校増改築費」につきまして、建築部の見積りが減額となったため、本要求では減額して予算要求を行ったところでございますが、国の平成２９年度一般会計補正予算により新たに国庫補助金が交付決定されたことから、事業費の一部を平成２９年度予算へ前倒ししたことにより、本要求額より、平成３０年度当初予算額が減額しております。

そのほかにつきましては、要求どおり予算措置されております。

以上の事業を含め、学校教育部の全臨時事業について、「平成３０年度学校教育部臨時事業一覧」及び「平成３０年度学校教育部臨時事業説明資料」のとおりとなっておりますので、御参照ください。

以上、学校教育部所管予算に係る主な予算概要についての報告とさせて

社会教育部長

いただきます。

引き続き、社会教育部の予算概要につきまして、御説明いたします。

「教育委員と市長との懇談において説明した事業に係る評価、本要求額及び当初予算額について」に基づき、前回予算提案したときからの主な変更点について御説明申し上げます。

「1 ジオパーク構想推進費」につきましては、本要求でジオパーク専門員の設置をするための予算要求を行ったところ、委託料の部分に査定が入り、本要求額より、平成30年度当初予算額が減額しております。

「2 (新) アートウィーク in あさひかわ開催費」につきましては、本要求ではイベント開催のための予算要求を行ったところ、次年度以降に事業の再構築を行うよう指示がございまして、新規事業としては見送りということになりました。

「3 文化芸術活動振興費」につきましては、三浦綾子文学館20周年記念事業費として本要求を行い、この部分は2,200万円の予算措置がされているところでございます。

「4 中央図書館開館時間等拡充費」につきましては、本要求どおり予算措置がされております。

「5 (新) 図書館フリーWi-Fi設置費」につきましては、総合政策部で事業の先送りをするように指示があったため、本要求までには至っていないところです。

「6 博物館企画展示費」につきましては、3本の企画展を行うための要求を行っておりますが、一部の費用が経常費に移行したため、本要求額より、平成30年度当初予算額が減額しております。金額自体は、要求どおりとなっております。

以上の事業を含め、社会教育部の全臨時事業について、「平成30年度社会教育部臨時事業一覧」及び「平成30年度社会教育部臨時事業説明資料」のとおりとなっておりますので、御参照ください。

最後に、文化会館の関係ですが、「文化会館改修費」として、7,177万8千円を計上しております。中身といたしましては、施設維持のための屋上防水工事のほか、新庁舎建設に伴うレストラン部分の解体に関する解体工事の設計費が含まれております。特にレストラン部分につきましては、契約期間を2年残し、平成30年12月末での契約解除を予定しているところでございます。また、この移転補償費としましては、2,128万4千円がこの中に含まれており、その部分も計上してございます。なお、レストラン事業者との補償等でございますが、移転に関しましては、既に同意を得ており、今後の予定といたしましては、新年度に入りましたら、速やかにレストラン事業者と補償に係る契約を締結した後、平成30年12月末にレストランの営業終了と契約解除、さらに、平成31年1月以降に解体工事に着手できるよう準備を進めていくこととしております。今回の新年度予算当初では解体工事費の設計費だけを計上しておりますので、設計費が確定した段階で解体工事の予算の提案が見込まれているところです。

以上、社会教育部所管予算に係る主な予算概要についての報告とさせていただきます。

教 育 長

報告事項(1)「平成30年度教育予算について」、御意見、御質問等がありますか。

滝 山 委 員

特別支援教育推進費で学校看護師が6名増えることになっています。この6名は既に決まっているのですか。あるいはこれから採用するのですか。

田上学校教育部次長

ほぼ決まっています。

滝 山 委 員

どうの方が採用されるのですか。

田上学校教育部次長

病院で勤務されている方ではなく、子育てのため休職していた方が多くなっています。

滝 山 委 員

職務内容に関しては、痰の吸引などでしたよね。

田上学校教育部次長	はい。導尿などもあります。
滝山委員	この6名をそれぞれ別の学校に配置するのですか。
田上学校教育部次長	はい。
滝山委員	先日、日本医師会主催の全国学校保健・学校医大会があったのですが、障害のある子どもは10年前に比べて10倍になったと言っていました。このことを考えると、これから学校にもどんどん障害のある子どもが増えていくこととなります。今後も看護師を雇っていくことになると思いますが、その場合、それぞれの学校に配置するよりもどこかに部屋を置き、研修や相談をしながらというのが良いのではないのでしょうか。各校1人ということになると、どうしても孤立化してしまい、技能の習得などが難しくなってきます。今はまだ6人と少ないですが、これが10人以上になるのであれば、そういう考え方も必要ではないかと思えます。あるいは、師長のような代表者を決めなければ、各学校ですっと一人でやっていくということは難しいのではないのでしょうか。
田上学校教育部次長	我々もその点については課題の一つとして認識し、問題意識を持っています。昨年からは看護師の配置を始め、国でも研修機会を必要としています。まだ現実的にどのような体制がとれるかということまではいっていないのが現状です。
滝山委員	もう一つは、大学を出ている看護師の中には、保健師の資格も持っている方もいます。学校教育の場で少しでも活躍できる人がいるかもしれませんので、しっかりと人選をした方がいいという意見が出ていました。
田上学校教育部次長	来年度に向けた採用では、なかなか最後まで決まらないということもあり、市内の病院などにも声を掛けました。
滝山委員	そういう意味では、仕事があるのは学校があるときだけです。育児休暇中の人や、子どもの関係で休職している方を探していくのが良いと思います。吸引は誰でもできますが、やはり得意な人と不得意な人がいます。人選の際には、そういうことを助言してくれるような師長さんのような人がいるといいかもしれません。
教育長	今後、滝山委員のおっしゃるように看護師が増えていくことがあるかもしれませんが、全体的なシステムを考えていかなければいけないと思います。
滝山委員	社会教育部の関係で、三浦綾子文学館20周年記念事業費の2,200万円は随分高額だと思いますが、ふるさと納税はある特定のところから入ったのですか。2,200万円は他の事業から見てもかなり潤沢だと思いました。
社会教育部長	分館を建設するのに、全部で5,800万円くらいを想定しており、それ以外にも、いわゆるソフト事業なども想定しています。ふるさと納税の2,000万円につきましては、札幌に本社のある企業からいただけるということで確約を得ております。最終的には、この事業が終わってから寄附としていただく形になります。
滝山委員	分館というのは、今の敷地内に作るのですか。
社会教育部長	今の敷地を入れて手前側に豊岡の御自宅にある書斎だけを移設します。
滝山委員	この記念館は、1年間にどのくらいの入場者がいるのですか。
社会教育部長	詳しい数字が手元にないのですが、多くの方が来館しています。
滝山委員	旭川の観光施設は分散しているので、どこかの時点で一箇所にまとめることができれば良いと思うのですが、それはなかなか難しいのですよね。
社会教育部長	アクセスの面で、バスで全て回れるようになればいいのかなとは考えております。
教育長	他に御意見、御質問等がありますか。
各委員	ありません。
教育長	それでは、報告事項(1)「平成30年度教育予算について」は、報告を受けたこととします。

林上学校教育部次長	次に、報告事項（２）「旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、報告願います。
教 育 長 各 委 員 教 育 長	本件は、平成３０年第１回定例市議会に提出されました、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が、先月２３日に可決されましたので、御報告申し上げるものでございます。
	改正内容につきましては、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の平成２９年度以降に支給する期末手当の支給率を改正するとともに、平成３０年度における給与月額の特例を定めようとするものです。教育長におきましては、期末手当の支給率が平成２９年度から、０．１月分増となり、また、給料月額は引き続き、平成３０年度も９％を減じた額にするものでございます。
	報告事項（２）「旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、御意見、御質問等がありますか。
	ありません。
	それでは、報告事項（２）「旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、報告を受けたこととします。
林上学校教育部次長	次に、報告事項（３）「平成２９年度旭川市小中連携・一貫教育推進プラン実践シートについて」、報告願います。
	報告事項（３）資料に基づき御説明申し上げます。
	「プラン実践シート」は、昨年６月に策定した「旭川市小中連携・一貫教育推進プラン」において、各小・中学校が連携し、課題の解決を図りながら、小中連携・一貫教育を段階的に進めていくことができるように作成したものです。
	本シートを活用して、全ての小・中学校が、中学校区の教育重点目標を共有しながら、様々な取組を着実に進めてきました。
	具体的には、全国学力・学習状況調査結果等の分析結果の交流、アウトメディアを含めた学習や生活の決まりの作成、英語の乗り入れ授業、児童会・生徒会や特別支援学級の交流などが報告されており、児童生徒と教職員の両方に、成果として現れてきていると考えております。
	例えば、明星中学校区の「７ 小中連携・一貫教育の段階的な取組の一覧表」を見てみますと、小・中学校の情報交流や相互の授業交流などの、交流を主としたステップ１の「緩やかな連携」、学習指導や生徒指導について指導内容や指導方法などの共有を主としたステップ２の「緊密な連携」は達成できている状況です。
	また、小・中学校の教員が目指す子ども像を共有し、９年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を実施するなど、小・中学校の取組の統一を主とした「小中一貫教育」の取組が、２７中学校区中１１中学校区で実施されている状況です。
	今後、教育政策課に配置している２名の連携コーディネーターの学校訪問を通して、本シートの内容を更に検証、分析し、各学校の取組を促進していきたいと考えております。
教 育 長	また、２７中学校区中２５中学校区が家庭や地域との連携に取り組んでおり、地域との関わりを大切にした小中連携・一貫教育が定着してきていますので、こうした取組をベースに、コミュニティ・スクールの導入にもつなげていきたいと考えております。
本 田 委 員	報告事項（３）「平成２９年度旭川市小中連携・一貫教育推進プラン実践シートについて」、御意見、御質問等がありますか。
	外国語活動、英語の関係で、複数の小学校から進学する中学校区の場合、小学校の学習内容等にばらつきがあると、中学校の指導において課題が出てしまうと思うので、その部分がこのシートで見えるようになると良いと思います。このシートを見ると、生徒指導や決まりについては各学校熱心ですが、教育課程に関するところにはあまりチェックされていません。し

かし、小学校の英語はもう始まるので、英語を重点にするですとか、他の教科でも良いですが、各中学校区の状況に応じて、重点化していかなければ、何年取り組んでもチェックが増えていかないと思います。ですが、無理に進めるということではなく、状況を分析し、どうすれば中学校の最初の英語の授業がスタートをできるかを検討していくことが大事だと思います。国語や算数・数学にも系統性はありますが、先生方はその系統を経験として分かっています。しかし、小学校で外国語活動として取り組んではいるものの、教科としての英語はこれまでにない部分ですから、十分気を付けて指導や助言をしていく必要があると思います。せっかく立派なシートがあるので、空欄だらけではもったいないので、9年間を見通した教育課程をどう作っていくのかを、是非中学校区での会合の折に検討していただきたいと思います。

林上学校教育部次長

今年度、推進プランを策定し、3年間の中で緩やかな連携から小中一貫教育に移行していこうと考えておりますので、今後、この丸がどンドン下の方に増えていくのではないかと期待をしております。是非そうやっていただければと思っております。

教 育 長

英語の部分は、やはりポイントを絞ってやっていかなくてはいけないと思っております。小中連携・一貫教育を進める中で、実際に中学校の先生が小学校に出向き交流もしているのですが、先進市では、その間に別の先生を市費で中学校に配置しています。要するに、マンパワーを豊富に使いながら小中連携・一貫教育を進めているのですが、旭川市はそうではないため、先生方の忙しさに拍車を掛けている部分があります。本格的にやっていくためには、一定のマンパワーとお金を掛けていかなければいけないと思っております。学校間の距離も離れていますから、その問題も克服し、本田委員のおっしゃったように目に見える成果を挙げていかなければ、小中連携・一貫教育の成果は何かと言われかねないという危機感も持ちながら、今後様々な面で検討してまいりたいと考えております。

滝 山 委 員

中学校の先生が体育や家庭科、音楽というような専門科目を小学校に向いて教えるのは、小学校の先生だけではできない部分だと思いますので、是非やっていただきたいと思っております。本田委員もおっしゃったように、教科指導の部分に丸が少ないなと思いました。丸が多く付いているのは小規模の学校です。

また、全国学力・学習状況調査のアンケート調査結果を見ると、コンピューターやスマホ等の時間が長くなっています。これは勉強よりもその時間が長いということだと思いますが、これに対する指導に取り組んでいる学校が少ないように感じます。情報メディアやアウトメディアへの取組はこれからも大事だと思いますし、小学校から中学校にかけて、この部分に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

教 育 長

アウトメディアの部分の取組ですね。

滝 山 委 員

時間を決めるですとか、小学校はやらないですとか、教科に関しては一生懸命やっているけれど、その勉強をするための時間を作ることをしなくてはいけないのではないのでしょうか。

本 田 委 員

小・中学校の生徒指導担当者の意識は共通しているのですが、この媒体を与えているのは家庭なので、学校が規則として出すと、どうして学校に言われるのかと言う保護者がいるのも現実です。その折り合いをつけなければ、学校では一生懸命勉強させたいが、家庭によっては自由になっていたり、逆に持たせていなかったりと差が出ている状況です。中学校の道徳の教科書の中でもSNSなどについて触れられているようですが、学校と家庭が一緒になってやらなくてはいけないと思います。滝山委員がおっしゃったように、生活の基本的な習慣については、学校から公表することはできますが、受け取る家庭での教育が充実していくような手立てが必要になってくると思います。今年のPTA連合会の全道大会は旭川で開催され

	ると聞いていますので、その折りにも声を大にしてやっていただくことも、一つの方法として良いのではないかと思います。学校だけが指導することには限度がありますが、家庭は困ると学校に助けを求めますので、そこが難しいところだと思います。
教 育 長	共働きの家庭で、お父さんとお母さんが居ない間に兄弟でゲームをしているというような状況の家庭もあるかもしれませんが、やはり家庭教育に期待する部分もあるかと思っています。
本 田 委 員	ここまで広がり、浸透してしまったものを止めようとしても難しいので、この与えられた道具をどう使うかということのを学校でも携帯教室や防犯教室で触れてはいるものの、何かがあってからでは遅いので、もっと日常的に触れていかななくてはいけないのかなと思います。
滝 山 委 員	この何年間で近視が増え、スマホへの依存症は病気に認定されました。これは社会的な問題ですし、成長したときに重要な問題にもなりますから、親にも十分知ってもらわなければいけないと思います。
本 田 委 員	テレビゲームが出てきたときと、スピード感が違うにしても、似たような問題ですね。ゲームをやり続けて勉強時間がなくなったけれど、発売されたときにはスモールステップのため達成感が味わえると推した場合もありました。結果的には禁断症状も出たでしょうし、学習意欲が低下したことも事実だと思います。しかし、学習する上では、スモールステップで進ませることで子どもたちの意欲が増すという結果もあります。
近 藤 委 員	今まで小中連携に取り組んできて、このシートのように中がきっちり書かれたのを見たのは初めてで、感じたことなのですが、私の子どもの小学校は愛宕中学校区に入っているのですが、実際に通うのは東陽中学校です。このように校区でどんどんいろいろな取組をしていくと、進学しない学校の取組をすることになり、全然交流のない中学校に進学することになります。PTAの中でも小中連携の取組が進み、適正配置がされているということを校長先生から聞いて初めて知った方もいるという話も聞きますし、取組が進み、連携が進むのは良いことですが、校区に当てはまらない子どもたちにとっては、差が大きくなるのが現実なのかなと思いました。
教 育 長	1中2小くらいに綺麗に校区が整っていればいいのですが、一つの小学校から複数の中学校に進学することがあるということが、旭川の小中連携の大きな問題です。校区の見直しは進めています、それが追いついていないのが現状です。
近 藤 委 員	そうですね。現在、東栄小学校の通学区域を見直している中で経過措置がありますが、経過措置の期間というのは、どちらかというと保護者や地域の人々の心の準備期間で、子どもにとってはあまり関係なく、いきなり違う学校に行くということになり得るのかなと思います。
教 育 長	中学校が進学してくる小学校全てに対して平等に行うということも一つの手ではあります。
近 藤 委 員	ですが、それは中学校にとってとても負担になりますよね。その辺りをもう少しうまくできるように考えなくてはいけないと思います。
教 育 長	やはり校区をそろえるのが一番でしょうか。今の段階ではまだ問題ありませんが、これが小中一貫になってきますと、大きな問題になってきます。逆に言えば、校区が複雑な中学校区では取組がなかなか進まないということがあるかもしれません。
本 田 委 員	おしなべて一つの方法で市内を網羅しようとするところに無理があるのだという結論に達すれば良いのではないかと思います。今のよう一つ一つの小学校から複数の中学校に進学すると、小学校はとても負担になると思いますし、複数の小学校から進学する中学校も大変です。負担が大きくなると取組も進みにくくなるので、そろえられるような広い範囲の取組があるといいのかなと思います。学習内容は学校が変わっても一緒なのでさほど苦勞はありませんが、進学するしないの差で子どもが不利益を被るという

滝山委員	<p>ことになれば、問題です。</p> <p>学校の方針などは難しいと思いますが、教科指導に関しては、例えば英語であれば、名前が書けるとか言えるというように、ここまでは小学校時代に教えましょうというのを決めればいいのではないのでしょうか。</p>
近藤委員	<p>授業の内容についてはまだこれからですが、交流を持っている学校はどんどん増えています。そのことにより慣れている子とそうではない子が出ていることも心配です。</p>
本田委員	<p>まだ取組が始まったばかりなので、授業参観や授業を見合うという程度でも丸が付いていると思いますので、指導法を整えるですとか、指導内容をある程度そろえるということがこれから必要になってくると思います。旭川は地域ごとに大きく環境が違っていたり、校区が入り組んでいたりするので、やはり適正配置をある程度計画的に先取りしていただかなければ、保護者や子どもの不安を拭えないと思います。</p>
教育長	<p>一つの小学校から進学する中学校同士で連携を取ってもらい、小学校に対して同じような取組を行うような中中連携も必要かもしれません。</p>
本田委員	<p>今お話したようなことは教育政策課や教育指導課でも課題意識を持っていると思いますので、今後の取組に期待します。</p>
教育長	<p>この小中連携に関して、5月17日に岩手県一関市で開催される全国都市教育長協議会で、全国の教育長を前に発表することになっています。</p> <p>小中連携については、これから本格化していく入り口に立っていますので、いただいた御意見を参考にしながら、慎重に進めていかなくてはならないと思っています。</p>
各教員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p>
教育長	<p>それでは、報告事項（3）「平成29年度旭川市小中連携・一貫教育推進プラン実践シートについて」は、報告を受けたこととします。</p> <p>次に、報告事項（4）「旭川市学校教育基本計画の策定について」、報告願います。</p>
教育政策課主幹	<p>旭川市学校教育基本計画の策定に当たり、学校関係者、学識経験者等の意見を聞くため、旭川市学校教育基本計画懇話会を開催したいと考えているところであり、この懇話会の構成について御説明いたします。</p> <p>報告事項（4）資料を御覧ください。</p> <p>この懇話会の委員は12人を予定しており、その構成は、学校関係者として、旭川市小学校長会、旭川市中学校長会からそれぞれ1人、学識経験者として、大学教員、高等学校長、特別支援学校長、教育関係機関、地域、保護者、民間企業からの7人とし、関係団体等に推薦を依頼したいと考えております。中間点検からの変更点といたしましては、新しい学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」を見据え、民間企業から1人を委員としたいと考えているところです。</p> <p>また、本市では、市民参加の視点から、附属機関等における公募委員の割合の目標を20%以上としていることから、3人を公募としたいと考えております。公募の対象は、20歳以上で原則として市の他の附属機関等の委員に就任していない方、公募期間は4月16日（月）から5月15日（火）までの1か月間を予定しており、市民広報やホームページに掲載するとともに市役所や支所、公民館などにチラシと応募用紙を設置し、周知を図ってまいります。</p> <p>応募に当たっては、旭川市の学校教育の方向性と具体的な取組についての考えを800字以内で記入することとしており、応募のあった方の中から、男女各1人以上となるよう3人を選考したいと考えているところです。</p> <p>懇話会は、6月から11月までに5回程度開催し、次期計画の策定における意見交換等を行う予定であり、その結果につきましては、随時、教育委員会会議において御報告してまいります。</p>

教 育 長	報告事項（４）「旭川市学校教育基本計画の策定について」、御意見、御質問等がありますか。
滝 山 委 員	これは、平成３０年度予算の資料の中にも記載してあった、例えば「家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりの推進」というような四つの基本目標を決める懇話会ということですよ。このメンバーでは教育委員会の意見が反映されるのかという不安があります。
学校教育部長	この懇話会は、あくまで市民意見をいただく場として設置するものなので、教育委員会とはまた別の形になります。
教 育 長	意見をいただき、最終的には教育委員会でまとめて作成していきますので、教育委員会の意向は当然反映していくことになります。
各 委 員	他に御意見、御質問等がありますか。
教 育 長	ありません。
各 委 員	それでは、報告事項（４）「旭川市学校教育基本計画の策定について」は、報告を受けたこととします。
教 育 長	次に、報告事項（６）「平成２９年度教育奨励賞の決定について」、報告願います。
田上学校教育部次長	旭川市教育奨励賞は、文化、スポーツの分野において優れた実績を挙げた小学校、中学校、高等学校の児童、生徒又はその団体を、学校長の推薦に基づいて表彰しているものです。今年度は２団体、３個人を決定しております。贈呈式につきましては、昨日執り行い、表彰状及び記念品を授与いたしました。
教 育 長	報告事項（６）「平成２９年度教育奨励賞の決定について」、御意見、御質問等がありますか。
各 委 員	ありません。
教 育 長	それでは、報告事項（６）「平成２９年度教育奨励賞の決定について」は、報告を受けたこととします。
各 委 員	次に、報告事項（７）「平成２９年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、報告願います。
教育指導課主幹	本件については、平成３０年１月定例教育委員会会議において、本調査の北海道版結果報告書への掲載に同意したことについて報告したところです。
	報告事項（７）資料の上段のグラフには、実技の結果が記載されておりますが、全国平均を超えた項目は、小学校においては、男女の「握力」、中学校においては、男子の「握力」と「立ち幅とび」となっております。
	中段には、児童生徒質問紙及び学校質問紙の結果が掲載されており、児童生徒質問紙では、小学校は、「体育授業で学んだことを授業以外の時にも行ってみようと思う」と回答した児童が男女共に全国平均より高い割合を示すとともに、中学校は、男子では、「保健体育の授業は楽しい」と回答した生徒、女子では、小学校と同様に「保健体育授業で学んだことを授業以外の時にも行ってみようと思う」と回答した生徒の割合が全国平均より高くなっております。
	また、学校質問紙調査では、小学校においては、「体育授業以外での体力・運動能力向上の取組」が全ての学校で実施されていること、中学校においては、「調査結果を踏まえた年間指導計画の改善」や「保健体育授業中のＩＣＴの活用」について、全国平均より高い割合を示しております。
	今後、下段にある「旭川市の体力向上策」を推進し、各学校の取組を支援してまいります。
	本市の調査結果が掲載された北海道版結果報告書については、３月１５日に道教委のホームページにおいて、公表されております。
	引き続き、学校体育の充実、家庭と連携した運動習慣づくり、スポーツ課などの関係部局との連携により、児童生徒の体力向上に努めてまいります。

<p>教 育 長 各 委 員 教 育 長</p>	<p>報告事項（７）「平成２９年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>ありません。 それでは、報告事項（７）「平成２９年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」は、報告を受けたこととします。 次に、報告事項（８）「旭川市公共施設等総合管理計画に基づく第１期アクションプログラム本編の策定について」、報告願います。 本市では、平成２８年２月に、将来的な人口の推移や施設の老朽化等の状況を踏まえ、公共施設マネジメントに関する四つの基本方針、施設保有量の最適化、施設の適切な維持管理、コストの抑制と財源確保、推進体制とマネジメントサイクルの構築を、「旭川市公共施設等総合管理計画」として策定いたしました。この計画は、平成２８年度から平成５１年度までの２４年間の長期にわたりますので、計画期間内における具体的な取組について、アクションプランとして整理することとしており、本年３月に平成３１年度から平成３９年度までを第１期とした、「第１期アクションプログラム本編」が策定されました。</p>
	<p>資料９ページ・１０ページになります。 基本方針の一つであります、施設保有量の最適化に向けた「重点的に取り組む課題」として、支所や市民文化会館、体育施設などについて、それぞれの目的や機能に応じた検討を進めることとしております。 まず、社会教育施設であります、文化施設（市民文化会館・公会堂・クリスタルホール音楽堂）についてですが、市民文化会館と公会堂は、建築年数経過による老朽化や耐震性確保などの課題があり、音楽堂は、整備に多額の事業費を要するため、他の施設での代替の可能性等も踏まえながら、優先して確保する機能や整備を整理し、市民文化会館等の将来像の検討を行うことになっております。</p>
	<p>次に公民館については、住民センターや地区センター等と同じく「集会所施設機能を有する公共建築物」として区分されており、これまで利用目的ごとに運用されてきた施設の見直しを図り、多様な市民活動の受け皿として検討を行うこととなっております。具体的には、これらの施設を同一の施設として、開閉館時間や使用時間帯区分、使用料などを統一し、市民がより身近な施設を同じ条件で使用できないかという問題意識を持ちながら、効率的な施設の維持管理や改修等を図ろうとするものであり、今後、こうした方向で運用方法の整理や条例に規定する事項等について検討を行うことを考えております。</p>
	<p>施設の統一化の検討におきましては、住民センターや地区センター等の施設使用の自由度の高い、使用目的を問わないコミュニティ施設的な性格に集約されていく可能性が高いと考えられ、これまで社会教育施設として運用してきた公民館が、そうした目的の施設に位置付けられることも想定されるようです。</p>
<p>教 育 長 本 田 委 員</p>	<p>報告事項（８）「旭川市公共施設等総合管理計画に基づく第１期アクションプログラム本編の策定について」、御意見、御質問等がありますか。 計画を立てて取り組んでいった際、聞いていないという声が上がることが最近は多いように感じます。聞いていないという意見によって計画が頓挫しかねないという危険もありますので、そういう人たちに対し、十分に周知を行いましたと言えるようにしていかなければいけないと思います。</p>
<p>教 育 長 滝 山 委 員</p>	<p>最近そういう事例も増えています。 あとは、人口減についてです。平成５１年度に旭川の人口は何人になっているかは分かりませんが、子どもも少なく、青壮年も少なく、老人が約３０％というような人口構成で何が必要かということですよ。当然、そのときに必要なものは今とは大分変わってくると思います。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>人口減少と今の公共施設を維持できなくなってきたりしている財政的な面など、</p>

近藤委員 教 育 長	<p>いろいろな面が絡んできます。こういう計画は総論賛成各論反対になりますので、そういう意味では、本田委員のおっしゃったようにしっかりと周知していかなければいけないと思います。</p>
各教 育 委員 長	<p>とても長期の計画ですね。 先進市の例では、公民館一つを廃止するのに10年くらいかかったということがあります。 他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（8）「旭川市公共施設等総合管理計画に基づく第1期アクションプログラム本編の策定について」は、報告を受けたこととします。</p>
中央図書館長	<p>次に、報告事項（9）「中央図書館の開館時間拡充試行継続について」、報告願います。 市民の皆様のご利便性向上を目的に、昨年からは中央図書館のみでの試行ではございますが、利用時間を朝はこれまでより30分早め、午前9時30分に開館、また、火曜日から金曜日までの平日につきましては午後7時の閉館とし、これまで実施しておりました水曜日・木曜日午後8時までの開館は1時間短縮することにいたしました。また、土曜日・日曜日・祝日及び夏冬休み期間の月曜開館日についても1時間延長して午後6時閉館とし、週5時間開館時間を拡充してまいりました。 これまで9か月の試行期間を通じて、市民の皆様からの評価はおおむね高いことから、本格実施に向け引き続き通年での利用者動向の検証、職員の勤務体制、業務の見直しなどの検討を進めるため、平成30年度も引き続き中央図書館の開館時間拡充試行を継続いたします。</p>
教 育 長	<p>これに伴い、中央図書館に勤務する職員の勤務時間について引き続き臨時的に変更し、勤務シフト等に無理がないかなど検討を進めてまいります。 引き続き中央図書館の開館時間拡充について市民の皆様への周知を図り、一層の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p>
各教 育 委員 長	<p>報告事項（9）「中央図書館の開館時間拡充試行継続について」、御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項（9）「中央図書館の開館時間拡充試行継続について」は、報告を受けたこととします。</p>
教 育 長 各 委 員 事 務 局 職 員	<p>《 そ の 他 》 他に、何かありますか。 ありません。 ありません。</p>
教 育 長	<p>《 秘 密 会 》 ここからは、秘密会といたします。 【以下、非公開】</p>